

第2回柳川市景観審議会 会議録



建設部 まちづくり課

会 議 録

会議名称	平成25年度 第2回柳川市景観審議会
日 時	平成26年3月20日(木) 15時00分～16時30分
会 場	柳川市民会館 第一会議室
出席者	<p>【委員】柴田委員、吉原委員、田上委員、田中委員、山口委員、山田委員、真崎委員、島田委員、石橋委員(9名)</p> <p>【事務局】野田建設部長、大淵まちづくり課長、渡辺まちづくり課長補佐兼国県道対策係長、目野まちづくり計画係長、添島、河口</p>
欠席者	【委員】高尾委員、河村委員、赤星委員(3名)
傍聴者	なし
議題等	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 柳川市公共事業デザインガイドライン(案)に関する報告について</p> <p>(2) 行為の届出に関する報告について</p> <p>3 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 柳川市公共事業デザインガイドライン(案)</p> <p>資料2 行為の届出に関する報告について①</p> <p>資料3 行為の届出に関する報告について②</p> <p>資料4 行為の届出に関する報告について③</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻を過ぎておりますので、ただ今から、第2回柳川市景観審議会を開催させていただきます。私は、本日の進行役を務めます、建設部まちづくり課長の大淵と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、はじめに事務局職員をご紹介します。</p> <p>まず、はじめに、建設部長の野田でございます。</p> <p>次に、私の隣が、課長補佐の渡辺でございます。</p> <p>隣が、まちづくり計画係長の目野でございます。</p> <p>次に、まちづくり計画係の添島です。</p> <p>同じく、まちづくり計画係の河口です</p> <p>九州大学の永村と申します。柳川市公共事業デザインガイドライン(案)の作成を担当させていただいておりますので、本日、参加させていただいております。よろしくお願いいたします。職員の紹介を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>~~~~~資料説明~~~~~</p> <p>配布資料は以上になります。不足等がございましたらお知らせください。</p> <p>本日は、委員12名中、9名の委員にご出席いただいておりますので、定数であります委員の半数以上の出席に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、このような各委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくことになります。本審議会につきましても、議事録を作成し、皆様方のご了解を頂きまして、公開していくことになります。</p> <p>また、発言者の氏名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される場合は、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願い申し上げます。事務局で議事録を作成後、各委員に発言内容等の確認をさせていただき、各委員の了承をいただいた後、議事録を公表してまいりたいと考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>次に、傍聴についてで、ございますが、本日は傍聴者がいらっしゃらないようですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>それでは、これより、議事に入らせていただきたいと思いますので、柳川市景観条例施行規則第12条第4項の規定により、会の進行につきましては、「柴田会長」をお願いいたします。</p>
柴田会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、進めて参りたいと思います。次第の2の議事に入ります。柳川市公共事業デザインガイドライン(案)に関する報告について、事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>~~~~~事務局による説明~~~~~</p>

柴田会長	それでは、委員の皆様のご質問、ご意見等をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。
柴田会長	内容に関してですが、表の中で点線が大きくなったり小さくなったりしているのは PDF に変換するときに、変化したということで、表の中の点線が荒くなっているのは直るということですか。 市長からのプッシュもあって、ガイドラインを作るということで、勉強会も行われての案ということですが、今年度、仕上げる予定ですか。
事務局	今年度、案を作成しまして、運用にあたってはもう少し、検討する部分もありますので、再度そのあたりを確認したところで、26年度の7月くらいを目途にと考えております。
柴田会長	今日、ここで受けたご意見、ご質問を7月までに反映させたかたちで、最終版が完成するというところでよろしいですか。 いかがでしょうか。何かご意見ありませんでしょうか。
石橋委員	直接、ガイドラインに関する質問ではありませんが、教えていただきたいのが、景観重要河川が景観計画で指定されているということですが、沖端川、塩塚川が入っていないのは、何か理由があるのでしょうか。
事務局	景観計画を策定する際に、基本として、福岡県で策定された矢部川流域景観計画と整合性をとるということで、この計画で指定されておりました矢部川、筑後川をまず指定しております。その他に、策定委員会において、意見が上がりました二ツ川につきましても指定したところでございます。
石橋委員	今後、沖端川、塩塚川が対象となることもあるのでしょうか。
事務局	今後、指定を検討する箇所をガイドラインの7ページに記載しておりますように、今後検討してまいりたいと考えております。
田上委員	建築が除外であり、駅前整備事業についても公共事業の箇所ですが、ガイドラインから除外という認識でよろしいでしょうか。最終版としては削除されるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	ガイドラインにおける書き方としては、このような書き方となります。例えば、駅前整備事業につきましては、個別プロジェクトで対応するというので、ガイドラインの中に細かくは記載しないと考えております。
田上委員	ガイドラインそのものが一連のプロセス、過程について記載されるということでしょうか。
事務局	はい。
田上委員	もし、そうであれば、公共事業の範囲に少し偏りがあるというか、公共土木事業なのかなという気がします。いかがでしょうか。

事務局	<p>今回、ガイドラインを作成するにあたりまして、景観条例、景観計画に基づいて関係課が事業を進めていく時に、不安に思う部分についていろんな意見があがっておりました。その不安を解消するために、職員向けの方針をまず作成するというのでまとめておりますので、若干、偏りがあるかと思いますが、現時点で、職員が公共事業を行う場合の指針ということで使えるものとしております。</p>
田中委員	<p>はじめまして、熊本大学の田中と申します。第1回は欠席で失礼いたしました。簡単に自己紹介をいたします。現在、政策創造研究教育センターに勤めておりますが、出身は土木で土木の景観と土木史を勉強してまいりました。歴史的な景観を専門にしております、最近、街なかの仕事をするのは減っていて、農山村、中山間地が多いので少し勘が鈍っているかもしれませんが、よろしくお願ひします。</p> <p>2つ質問があります。ガイドラインを作られるプロセスは教えていただき、どうゆう目的でガイドラインを作られたのかはわかったのですが、田上先生が指摘されたところと関係すると思いますが、やや土木事業に偏りがみられる、公共事業デザインガイドラインですのでそれで良いのかもしれませんが、昨今、まちづくりと一緒に景観の整備を進めていかなければうまくいかないことが多く、住民参加の観点など、どのように含まれているのか。もう一つは、今回はどちらかという地をつくるという形で書いてあるので、顔になる部分の記述は特段、無いと考えていいのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず1点目の土木事業に偏りがあり、まちづくりとの関連ということですが、ガイドラインは職員が事業を進めていく、工事をする際の方針ということで策定しておりますのでまちづくりに関する部分について記述していないというのが現状です。今後、景観づくりを行っていくうえでは、住民のみなさんとの協働が必要となってきますので、今後、取組みを進めていく場合には積極的に住民参加を進めていきたいと考えているところです。</p> <p>顔になる部分のガイドラインについては、13ページの駅周辺整備に関する事業ということで一つ挙げておりますが、いろんな事業の中で、顔にある部分、図になる部分に該当するのは駅周辺整備と考えておりますが、事業として今後、そういう箇所がでてくるかもしれません。そういった場合には、プロジェクトチームでの協議、調整で進めてまいりますので、こちらには記載していかないと考えております。</p>
田中委員	<p>今のお話しで結構なのですが、何のためにガイドラインを作っているのかがわかりにくいと思う。職員の方にとっては、部署を超えて、縦割りではなくやっつけいこうということですごくいい感じでまとまっていると思うのですが、景観というのは公共事業もそうですが、地域の方と一緒につくっていくことがかなりありますので、これをやっつけてからこれという順番にはならないと思う。今、柳川市におこっているどのあたりについてこれを当てはめたら、こうなった、これがあつたらこうなったとか、これがないからできないとか、そういう問題がみなさんで共有できているのかなあと、作れと言われたから作っているとなってしまうとせつかく作っているのにもったいない。駅前はずごくわかりやすい、みんな意識が集中しているのでわかりやすいが、へたをすると地になるところは意識が散漫になりがちなので、仮想敵というものが見えていいかなと思います。練習問題みたいなものを準備しておかないと焦点がぼけてしまうのではないかな。</p>
柴田会長	<p>11、12ページに公共事業における検討体制やプロセスの整理とありますが、この中に協議調整型というくりがある。田中先生がおっしゃった住民参加の重要性がこのあたり</p>

	<p>に少し書かれていてもいいのかなど。そういう意識を持って、協議調整型でやっていかないといけないというような記述が少しあってもいいのかなという気がします。やり方の手法だけ並べられているが、実際、協議調整型をなぜやるのかは、住民と一緒にないと景観は良くなっていかないという考え方があるので、そういった事業の場合は協議調整型にはいっていきと思うのだが、地権者など合意形成が必要な事業のみ協議調整型にするのではなくて、いろんな人を巻き込みながらやっていかなければいけない事業もここに含まれているようなニュアンスがあってもいいのでは。ご検討ください。</p>
山口委員	<p>14ページの道路に関する事業の中で、道路付属物の色彩基準がありますが、道路付属物とはどのようなものを想定されているのか。</p>
事務局	<p>メインで考えておりますのは、ガードレールやガードパイプでございます。</p>
山口委員	<p>信号のポール、照明柱なども想定しているのか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
田上委員	<p>ガードレールやガードパイプは（注）書きをされては、外灯は入らないのか。</p>
永村助手	<p>補足をさせていただきます。道路事業に関しては、道路法、施行令にのっとって整備を進めていくこととなります。施行令の中に道路付属物として定義がされておりますので、外灯やカーブミラーも含まれます。ガイドラインの中で、道路の附属物を定義しなかったのは、定義されていない様々なものを設置することもあり、それを排除しないように道路に付けるときは、こうゆうことに気をつけないといけないのかなという考え方を示したいという意図がありましたので、道路法に定義されていないものを道路付属物と解釈を少しできるような範囲を持たせております。</p>
事務局	<p>全体的な部分での補足ですが、これから運用面での不具合を確認していきたいと考えております。今回、特に14ページのガードレール、ガードパイプについては、特殊な色については金額的に高くなる色もございますので、いろんな部署と協議をしたところで検討させていただきたいと考えております。</p>
柴田会長	<p>田上先生のおっしゃるご指摘は、今、柳川で少しまずいなと思われる道路付属物があれば例示として、強調して書いておくことが戦略的に良いのではというご意見で、いろんなものを含めて付属物であるということは良くわかるのですが、あえて何々等というように書いておくと、より景観に関して配慮していくようになるのでは。</p>
田上委員	<p>道路法に基づく道路付属物の解釈ではないということであれば、表5のマンセルでかなり限定的な表記がありますが、できれば、マンセルの標記を外していただいたほうが望ましいガイドラインの姿ではないでしょうか。少し、ご検討ください。</p>
柴田会長	<p>他にございませんか。ないようでしたら、議事の2番目、行為の届出に関する報告について、事務局より報告をお願いします。</p>

	~~~~~事務局による説明~~~~~
柴田会長	ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
山口委員	資料4の中に自動販売機の設置が3つございます。私が景観アドバイザーさせていただいている地域でも積極的に色をしぼりこんで、協力していただけるものを決めているのですが、柳川市さんでは、具体的にどのような色にされたのか教えていただきたい。
事務局	黄色の自動販売機の設置をご希望されましたが、基準が、建築物の前に設置する場合は、建築物の色と色相、明度、彩度の差が大きにならない同系統の色もしくは、濃い茶系の色とするか、木製の囲い等により修景するとなっております、建築物の色がベージュ系でしたので、同系統の色の自動販売機を設置されております。
山口委員	3つとも同じように基準におさまったのでしょうか。
事務局	そうです。残りの2つにつきましても、建築物が白い建物でしたので、白い自動販売機を設置させていただいております。
山口委員	結果的にご覧になって調整されてよかったということになっていければいいと思いますが、公共事業デザインガイドラインには具体的に道路付属物のマンセル値まで入っている状況の中で、一般の方の感覚としては、法律上のどの区分になるということよりも、道路を歩く時や運転していて目につくものとして、自動販売機の附属物的なものとして、連続性を考えないといけないということで景観計画に盛り込まれていると思うのですが、こうやって協力していただいたから、こんな風に修景できたとか、こんな色に変わって良くなったということを周知させたほうがいいのではないかと、共感とか評価を得やすいのではないかと。機会あるごとに良くなったことをどんどん表に出していくことが必要なのではないかと思っております。
事務局	東口のマンションの件ですが、基準に合致していればいいということになっておりますが中心市街地における色彩の方向性といいますか、基準はあるけれど、こういう方向へもっていきたいというのは市民の皆さんと協議はしているのでしょうか。街並みのデザインの方針は今からなののでしょうか。
事務局	もっていきたい色彩の方向はまだ決めてはおりませんで、色彩基準の範囲に入っているということで協議している。
山口委員	セブンイレブンさんはよく頑張って、やってくださったなど印象をもつんですね。よく協力してくださったなど。協力してくれないところもあります。マンションも区画整理のエリアや一軒一軒の建物の連続性を考えた時に、雰囲気を残念なものに壊してしまう。大きな建物はそういうことが起きやすい。東口のマンションは少し明度が高いと感じる。説明されたものは基準内だからいいとしておりますが、明度が高い。ご指導させていただいているところでは、なるべく大きな建物は、彩度はいいのですが、明度を下げていく、上品にする、落ち着いた感じにする方向にもっていくように努力させてもらっている。材質もタイルなのか吹付けなのかで印象も変わります。街中の場合は、もう少しきめ細やかな配慮が必要なのではと感じております。

柴田会長	<p>とても大事で、かつ難しい課題ではあります。新しくできる西鉄柳川駅の広場から駅舎を見て、その後ろ側にこのマンションが見えてくるのではないかと、シックでいい駅舎のデザインとこのマンションのデザインがどうやって景観として映ってくるのだろうと考えたほうがよかったのかなと思います。基準を超えていなければ私有地に対する規制はなかなか難しい。こういう場面でこそ、先程、田中先生がおっしゃっておられました住民参加でどうやって地域ぐるみで、こういうデザインをみんなで協調しあっていくということのシステム作りだったと思います。この案件は、大事な案件として景観アドバイザーが現地へ行って、検討したほうが良かったと思いますけど。</p>
山田委員	<p>セブンイレブンさんにつきましては、市民の方から、どうしてあの色なのかと質問があります。私は委員でもありますので説明できますが、市民の方はわからないので、どのような関係であの色になったのか、お知らせする方法はないかなと思います。サインポールだけは通常のままですが、協議においてどうだったのか。</p>
事務局	<p>セブンイレブンさんにつきましては、こういうことをご協力いただいたということで、市報に掲載しております。今後もこのような案件があれば、ぜひ掲載したいと考えております。看板につきましては、福岡県で策定されております屋外広告物条例に基づく届出がされておりますので、景観条例の適用除外となり、現状のとおりでございます。</p>
柴田会長	<p>湯布院の湯の坪街道では、景観に協力した協力店といったプレートを店先に貼ったりできる仕組みがあります。柳川の景観に配慮して協力してくれている店舗にメリットがある、評価をされたり、それによってお客さんが来てくれるような仕組みを今後の課題ではありますがつなげていけたらと思います。</p>
山口委員	<p>今の話に関連して、私は福岡県の景観審議会委員とその関係で屋外広告物の審査をしておりますが、3年前から屋外広告景観賞を設置しております。景観として一体のものとしてすばらしい取り組みであることを評価する。非常にいい評価の仕方であると思います。久山町の椒房庵さんが受賞されましたが、レストランと周辺の整備を一体のものとして、看板も含めてすばらしいということで表彰されております。連続性の話と街並みと一体のものであるということで、隣接している空気まで取り込んで看板を決めましたという、そういう行為が街に貢献するということを知らしめる取り組みが必要なのかもしれません。表彰も一つの方法であると思います。</p>
柴田会長	<p>他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、行為の届出に関する報告につきましては、終了いたします。続きまして、3番目のその他ですが、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>今後の景観審議会の運営の仕方について、第1回目のご指摘いただきました報告だけで終わってしまって、議論する場がなかったりといったこともございまして、26年度からは年1回、年度末に行っております審議会をできれば2回程度、実施させていただきまして、実際に、建築物を見ていただく時間をとったりとか、内容は今後検討いたしますが駅周辺地区でありましたような周辺景観への影響が大きい建物については景観アドバイザーの方に見ていただいて、2回ほど行う審議会の中で報告させていただくなど、もう少し議論の場を設けられたらと考えております。内容につきましては、柴田先生と協議をさせ</p>



柴田会長 事務局	<p>ていただき、検討させていただければと思っております。</p> <p>そういった方向でよろしいでしょうか。それでは、本日、ご準備いただいた次第はすべて終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。</p> <p>委員の皆様、大変お疲れでございました。これをもちまして第2回柳川市景観審議会を終わらせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------